

第1447号

AFN-1447

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2023年 1/10 (火)

『令和5年度税制改正大綱発表 資金や資産の適正循環目指す』

令和5年度与党税制改正大綱が12月16日に発表された。冒頭の「考え方等」の中で、「力を発揮しきっていない資金や資産、人材等に光を当て、新たなモメンタムを作り出す覚悟を決める。不十分だった分野に資金を巡らせ、個人や企業、地域のポテンシャルを最大限引き出すメッセージを具現化した」と力の入った口上から、以下の主な改正案を盛り込んだ。

○所得税では、NISAの抜本的拡充、恒久化を行う。また、新たな産業の創出・育成を推進するためスタートアップ・エコシステムを抜本的に強化する。極めて高い水準の所得につき最低限の負担を求める措置を導入する○資産課税では相続時精算課税でも暦年贈与と同じ水準の基礎控除を創設する。教育資金の一括贈与における贈与税の非課税措置は節税的活用への対応したうえ延長する。○法人課税は、一般試験研究費の税額控除率を引き下げ、上限を引き上げた特例期限延長を行う。○消費税は、インボイス制度にかかる見直し(免税事業者が適格請求書発行事業者になる等の場合、納付税額を同消費税額の2割にできる(3年間適用期限))○納税環境整備では、電子帳簿等保存制度の見直しとして、スキャナー保存制度や、電子データ保存制度の見直しを行う、他。



『令和5年度税制改正大綱(1) NISAの拡充・恒久化』

政府・与党はこのほど、令和5年度の税制改正大綱を公表した。一番の注目点は、NISAの制度恒久化と投資枠の大幅拡大。令和6年1月から、非課税で保有できる期間を無期限にする。年間の投資の上限額は、投資信託に限るつみたて投資枠(現在の「つみたてNISA」)で120万円に、上場株などに幅広く投資できる成長投資枠(現在の「一般NISA」)で240万円に。新たな制度では併用できるようになるため上限額は計360万円となり、英国NISAの2万ポンド(約340万円)を上回る規模。金融庁の改正要望に対し、ほぼ「満額回答」が出されたことになる。非課税で保有できる資産の限度額は、2つの枠で計1800万円。1200万円までを成長投資枠に使うことができるが、高レバレッジ型の金融商品を除外するなど、投機的に運用には使われない工夫が加えられる。従来のNISAですでに上限額の資産がある人も、新たに1800万円まで保有できる。

平成26年に始まった一般NISAは期限が5年で、その後も非課税運用を続ける場合は新たな枠への「ロールオーバー」の手続きが必要だった。時限措置だったNISAが恒久化することで長期保有目的での投資が容易になり、成長投資枠では、支援したい個別銘柄に長期投資できるようになる。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com